

## ～ 中山間地域にお住まいの農業者の皆さまをご支援します！ ～

「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度から第4期対策(平成27年度～平成31年度)が開始されています。

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていただきたいと考えております。なお、多面的機能支払交付金と重複して取組むことも可能です。

### ■ 中山間地域等直接支払制度とは . . .

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

#### 1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

##### (1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、山口県知事が特に定めた基準を満たす地域

##### (2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ ①～④の基準に準じて、山口県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

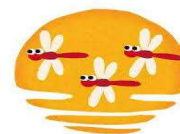
#### 2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

#### 3. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500	採草放 牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	3,500		緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



#### 4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、  
地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。

(ただし、使途は、予め協定に定めておく必要があります。)



### ■ こんな活動をすれば交付を受けられます . . .

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割。①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

#### ①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

##### ・ 農業生産活動等

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

##### ・ 多面的機能を増進する活動

例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

#### ②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択してください。

##### 農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施。

(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

- ①機械・農作業の共同化
- ②高付加価値型農業
- ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積
- ⑤担い手への農作業の委託



【機械の共同利用】

##### 女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施。

- ①新規就農者による営農
- ②農産物の加工・販売
- ③消費・出資の呼び込み



【体験農園】

##### 集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

※詳細については、市町担当者へお問い合わせ下さい